

一般社団法人日本有機資源協会定款

第1章 総 則

(名称)

第 1 条 本協会は一般社団法人日本有機資源協会と称し、英文名においては、Japan Organics Recycling Association (略称「JORA」) と表記する。

(事務所)

第 2 条 本協会は、主たる事務所を東京都中央区に置く。

2 本協会は、理事会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第 3 条 本協会は、有機性資源の総合的な有効利用の促進を図り、もって持続可能な循環型社会の構築と環境保全の推進に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 本協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 有機性資源の総合的な有効利用に関する調査研究
- (2) 有機性資源の総合的な有効利用に関する情報の収集、提供及び普及啓発
- (3) 有機性資源の総合的な有効利用に関する講習会、研修会の開催
- (4) 有機性資源の総合的な有効利用に関連する団体、研究者等への協力
- (5) 有機性資源の総合的な有効利用に関する国際交流の推進
- (6) その他本協会の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、本邦及び海外において行うものとする。

第2章 会 員

(種別)

第 5 条 本協会の会員は、次の3種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、「法人法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 本協会の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本協会の事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉会員 本協会に功労のあった者又は学識経験者で総会において推薦された者

(入会)

第 6 条 正会員又は賛助会員として入会する者は、理事会の議決を経て別に定める入会申込書により、会長に申し込まなければならない。

2 前項の申込みがあったときは、総会において別に定める基準により、理事会においてその可否を決定し、会長が本人に通知するものとする。

3 法人又は団体である会員にあっては、法人又は団体として本協会に対してその権利を行使する代表者1名を会長に届け出なければならない。代表者に変更があったときも同様とする。

(入会金及び会費)

第 7 条 正会員及び賛助会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 特別の費用を必要とするときは、総会の議決を経て臨時会費を正会員及び賛助会員から徴収することができる。

3 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(退会)

第 8 条 会員は、理事会の議決を経て別に定める退会届を会長に提出して、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において、出席した正会員の3分の2以上の議決に基づき除名することができる。この場合、その総会の1週間前までにその会員に対し、その旨を書面をもって通知し、かつ、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本協会の定款又は規則に違反したとき。
- (2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第 10 条 前 2 条のほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 成年被後見人若しくは被保佐人になったとき又は破産の宣告を受けたとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である法人若しくは団体が解散したとき。
- (3) 2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 総正会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第 11 条 会員が前 3 条の規定により会員資格を喪失したときは、本協会に対する権利を失い、かつ義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

- 2 会員が会員資格を喪失したときは、既納の入会金、会費、寄付金及びその他の拠出金品は返還しない。

第 3 章 総 会

(構成)

第 12 条 総会は、正会員をもって構成する。

- 2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 13 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 役員報酬等の額に関する規程
- (4) 事業年度の事業報告及び決算の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) 理事会において総会に付議した事項
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別)

第 14 条 本協会の総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(開催)

第 15 条 定時総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内に1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め開催の決議をしたとき。
 - (2) 議決権の5分の1以上を有する正会員から、総会の目的である事項及び招集の理由を示した書面により、招集の請求が会長にあったとき。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除いて、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 会長は、前条の第2項第2号に掲げる規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会の招集の通知を発しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(議決権)

第18条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(定足数)

第19条 総会は、正会員現在数の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第20条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

- 3 理事及び監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。

(書面議決等)

第21条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって決議し、又は他の正会員を代理人として決議を委任することができる。

- 2 前項の場合における前2条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、議長及び総会に出席した正会員の中から選任された2人の議事録署名人が、署名及び押印をしなければならない。

第4章 役員及び顧問

(役員を設置)

第23条 本協会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上20人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を会長とし、3人以内を副会長及び1人を専務理事とすることができる。
- 3 前項の会長をもって法人法上の代表理事とし、専務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、総会において正会員のうちから選任する。ただし、理事又は監事のうち若干名は正会員以外の会員から選任することができる。

- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。

- 4 各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他の当該理事と法令で定める特殊の関係のある者である理事の合計数が、理事の総数の3分の1以下でなければならない。

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、本協会の業務執行の決定に参画する。

- 2 会長は、本協会を代表し、その業務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐する。
- 4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本協会の業務を執行する。
- 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第26条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び事務局に対して事業の報告を求め、本協会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 その他法令に定められた権限、義務等の行使を行う。

(役員任期)

第27条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任は妨げない。

- 2 補欠として選任された理事及び監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事及び監事は、第23条第1項に定めた役員の定数が足りなくなるときは、辞任又は任期満了後においても、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第28条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第29条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び監事に対しては、総会の決議により別に定める役員の報酬等の額に関する規程に基づき、報酬を支払うことができる。

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を支払うことができる。

(責任の免除)

第30条 理事及び監事の法人法第111条第1項の損害賠償責任について、法人法第114条の規定により、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第31条 本協会に、顧問を若干名置くことができる。

- 2 顧問の選任及び解任は、理事会において決議する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて、会長に対して参考意見を述べることができる。
- 4 顧問は、無報酬とする。

第5章 理事会

(構成)

第32条 本協会に、理事会を設置する。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第33条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長以外の理事は、会長に対して、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。また、監事は、必要があると認めるときは、会長に対して、理事会の招集の請求をすることができる。
- 3 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。
- 4 理事会を招集する者は、理事会の日の1週間前までに、各理事及び各監事に対して通知をしなければならない。
- 5 前項の規定にかかわらず、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、前条の出席理事の過半数をもって行う。

- 2 理事が理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、当該提案につき理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の決議があったものとみなす。ただし、監事が当該提案について異議を述べたときは、この限りでない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、法令の定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

- 2 議事録には、出席した会長及び監事が署名及び押印しなければならない。

第6章 財産及び会計

(財産の構成)

第39条 本協会の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金及び会費
- (2) 寄付金品
- (3) 財産から生ずる収入
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(財産の管理)

第40条 本協会の財産は、会長が管理し、その方法は理事会において別に定める。

(経費の支弁)

第41条 本協会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業年度)

第42条 本協会の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 本協会の事業計画書及び収支予算書については会長が作成し、毎会計年度開始前に理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、総会に付議するものとする。

(事業報告及び決算)

第44条 本協会の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、会長が事業報告書及び計算書類（貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）をいう。以下同じ。）並びにこれらの附属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を受けた上で、定時総会の承認を得なければならない。

2 本協会は、前項の定時総会の終結後遅滞なく、法令の定めるところにより、貸借対照表を公告するものとする。

(長期借入金)

第45条 本協会が資金の借入をしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会において、総正会員の半数以上であって、出席した正会員総数の3分の2以上の議決を経なければならない。

(剰余金)

第46条 本協会は、剰余金の分配を行うことができない。

第7章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第47条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第48条 本協会は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第49条 本協会が清算する場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人若しくは公益財団法人、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 委員会

(委員会)

第50条 本協会は、業務執行上必要に応じて、理事会の議決を経て、委員会を置くことができる。

2 委員会に関する必要な事項は、理事会の議決を経て別に定める。

第9章 事務局

(設置等)

第51条 本協会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長及び重要な職員は、理事会の承認を得て会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(備付け帳簿及び書類並びに閲覧)

第52条 事務局には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかななければならない。

(1) 定款

- (2) 会員名簿
 - (3) 役員名簿
 - (4) 事業報告書及び計算書類並びに附属明細書
 - (5) 事業計画書及び収支予算書
 - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (7) その他法令等で定める必要な帳簿及び書類
- 2 前項各号の帳簿及び書類について、法令の定めによるものは閲覧に供しなければならない。

第10章 公告の方法

(公告方法)

第53条 本協会の公告は、電子公告による。

- 2 やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第11章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、本協会の運営に必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

(準拠法)

第55条 この定款に定めのない事項は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律その他の法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 本協会の最初の会長は、兒玉徹理事とする。
- 3 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する第121条第1項において読み替えて準用する同法第106条第1項に定める特例民法法人の解散と一般社団法人の設立の登記を行ったときは、第42条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。